



第3号被保険者の特例届出制度

—届出忘れによる不利益に対する救済措置—

4月から国民年金第3号被保険者の特例届出が実施され、届出忘れによる無年金、年金減額といった不利益に対する救済措置が採られました。

第3号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者や共済組合の組合員である第2号被保険者（会社員や公務員）に扶養される配偶者をいいます。

第3号被保険者期間は、直接保険料を負担することなく、国民年金の保険料納付済期間として取り扱われます。ただし、このような優遇措置を受けるには、該当する都度届出をしなくてはなりません。

例えば、結婚して専業主婦になったとき、共働き夫婦で妻が退職して夫の扶養となったとき、会社員の夫が退職後、失業して再就職したときなどです。

平成14年4月からこの届出は配偶者である第2号被保険者の勤務先が行なっていますが、それ以前は該当者本人が市区町村の窓口で行なうことになっていたため、失念する可能性が高かったのです。

届出の効果は、2年間は遡って認められますが、それ以前は保険料未納期間になってしまいます。現在の老齢基礎年金の満額は794,500円ですので、仮に5年間未納期間があると、約10万円少なくなります。そもそも納付済期間が、受給要件の25年に満たないと年金を受けることさえできなくなります。

特例届出制度では、第3号被保険者制度が発足した昭和61年4月から平成17年3月までの全期間に遡及して保険料納付済期間と認められます。ご心配な方は、この機会に昭和61年4月以降の公的年金の加入記録を確認してみたいはいかがでしょうか。

役員の労災保険

—中小企業主・役員の特別加入制度—

厚生年金や健康保険は法人の役員であっても、常用勤務であれば加入することとなっていますが、労災保険や雇用保険については、原則として役員は対象ではありません。しかし役員であっても加入できるときもあり、それはどのような場合でしょうか。

労災保険については法人の代表取締役や業務執行権を有する役員は対象となりません。一般的に労災保険は従業員の業務上又は通勤途上の負傷疾病等について適用されるもので、中小企業事業主や役員、事業主の同居の家族従業員は、一般の労働者と同様に働いていても原則として、労働者とはみなされません。

しかし、中小企業や自営業者の方の中には業務の実態、災害発生の状況などからみて、労働者に準じて労災保険により保護することが必要な場合もあります。その方達にも労災保険に加入する途を開き労災適用できるようにしたのが特別加入制度です。加入するには労働保険事務組合に業務委託をして特別加入の申請を行い、所轄労働局長の承認を得る必要があります。加入できる中小事業主は常時300人（金融・保険業、不動産業、小売業は50人、サービス業又は卸売業は100人）以下の労働者を使用する事業主です。労働保険事務組合は労働保険の保険料の申告・納付や労働保険事務の代行を行っており事業主の事務負担の軽減を図っています。

事業主や役員の方にとって特別加入は安心して業務にあたることのできる制度です。

《声》

通勤時間が長い人は他人から大変でしょうと言われますが、電車がすいているのでそれほど苦痛ではないそうです。むしろ好きな本がたくさん読めるのは、この長時間通勤のお陰と思っています。

理想的な読書環境という、一般に静かな部屋で机に向かうイメージがありません。しかし、電車内や公園のベンチなどの方が能率の良いことも珍しくありません。

読書は、時間や場所・状況などにこだわっていると意外に進まないものです。暇になったらゆっくり読書三昧の生活をしようと考える人がいますが、いざ暇になってもなかなか読まないものです。

仕事の進め方と似ていますが、能率的読書法は、少しの暇があれば読む、場所を選ばないで読む、状況が整うことを待たず今読む、本をいつも持つていることなどでしょう。